

平成26年生駒市議会（第2回）臨時会議案

平成26年5月8日

生 駒 市

平成26年生駒市議会（第2回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 38 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	1～2
議案第 39 号	平成26年度生駒市一般会計補正予算（第1回）	3～5
議案第 40 号	篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第 41 号	生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について	7～16
議案第 42 号	生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	17～18

議案第 38 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成26年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成26年5月8日提出

生駒市長 山下 真

専第 2 号

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

平成 26 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）

平成 26 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36, 290, 000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 5 月 8 日提出

生駒市長 山下 真

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

### 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 寄附金		32,426	5,000	37,426
	1 寄附金	32,426	5,000	37,426
歳 入 合 計		36,285,000	5,000	36,290,000

### 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		3,697,425	5,000	3,702,425
	1 保健衛生費	1,608,984	5,000	1,613,984
歳 出 合 計		36,285,000	5,000	36,290,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 衛生費寄附金	0	5,000	5,000	1 保健衛生費寄附金	5,000	地域医療寄附金
計	32,426	5,000	37,426			

歳出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	640,529	5,000	645,529			5,000 (寄) 5,000		25 積立金	5,000	市民のいのちを守る医療基金
計	1,608,984	5,000	1,613,984			5,000				

議案第 40 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年5月8日

生駒市長 山下 真

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和51年4月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

市民のいのちを守る医療基金	生駒市立病院の設備並びに地域医療及び地域福祉の充実に充てるため	5,000,000	塚口紀彦氏	平成26年
---------------	---------------------------------	-----------	-------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年5月8日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第18条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第22条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第45条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条

第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第48条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第64条中「第348条第2項第10号から第10号の7まで」を「第348条第2項第10号から第10号の9まで」に、「同項第10号から第10号の7まで」を「同項第10号から第10号の9まで」に改める。

第66条中「第9号から第10号の7まで」を「第9号から第10号の9まで」に改める。

第90条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第7条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第8条を次のように改める。

## 第 8 条 削除

附則第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 を削る。

附則第 10 条第 1 項中「平成 27 年度」を「平成 30 年度」に改める。

附則第 12 条の 2 に次の 1 項を加え、同条を附則第 12 条の 3 とする。

10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 2 4 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）

第 12 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2

分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第17条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第 2 1 条第 1 項及び第 2 項中「平成 2 6 年度」を「平成 2 9 年度」に改める。

附則第 2 3 条第 1 項中「第 1 8 条及び第 2 1 条」を「第 1 8 条第 1 項及び第 2 項並びに第 2 1 条」に改める。

附則第 2 3 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 3 7 条の 1 0 第 1 項」に、「租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 3 7 条の 1 1 第 1 項」に改める。

附則第 2 3 条の 3 第 2 項中「同法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第 2 5 条の 5 第 1 項を次のように改める。

第 6 3 条の規定は、法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 1 2 号の固定資産について法附則第 4 1 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 6 3 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 4 1 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第 2 5 条の 5 第 2 項を削る。

附則第 2 5 条の 5 の 2 中「附則第 4 1 条第 1 5 項各号」を「附則第 4 1 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 4 1 条第 1 5 項」を「附則第 4 1 条第 9 項」に改める。

附則第 2 5 条の 6 から第 2 5 条の 7 までを削り、附則第 2 5 条の 8 を附則第

25条の6とする。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例の一部を改正する条例(平成26年3月生駒市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第25条の4の改正規定の次に次のように加える。

附則第25条の5の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「、第25条の3第5項第3号」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中生駒市税条例第22条の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中生駒市税条例附則第7条の2及び第23条の3第2項の改正規定並びに附則第25条の6から第25条の7までを削る改正規定並びに附則第25条の8を附則第25条の6とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中生駒市税条例第90条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の生駒市税条例(以下「新条例」という。)附則第17条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中生駒市税条例第13条、第45条及び第48条第1項の改正規定並びに附則第17条の改正規定並びに次条第6項並びに附則第5条及び第6条(新条例附則第17条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) 第1条中生駒市税条例第18条第5項の改正規定並びに附則第23条第1項及び第23条の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定  
平成29年1月1日

(6) 第1条中生駒市税条例第64条及び第66条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第23条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第18条第5項及び附則第23条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第23条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第22条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始す

る事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第12条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第12条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第12条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第12条の2第4項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第12条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第12条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に締結された新法附則第15条第34項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第12条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第12条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 10 新条例附則第12条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われた同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第90条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第17条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段

の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第90条及び新条例附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第90条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第17条の表以外の部分	第90条	生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成26年5月生駒市条例第 号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条
新条例附則第17条の表第90条第2号アの項	第90条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第 42 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年5月8日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の6中「附則第3条の2」を「附則第3条の3」に改め、同条を附則第3条の7とする。

附則第3条の5中「附則第3条の2」を「附則第3条の3」に改め、同条を附則第3条の6とする。

附則第3条の4中「附則第3条の2」を「附則第3条の3」に改め、同条を附則第3条の5とし、附則第3条の3を附則第3条の4とする。

附則第3条の2の前の見出しを削り、同条を附則第3条の3とし、同条の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第3条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第34項の条例で定める割合）

第3条の2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
3分の2とする。

附則第 8 条中「附則第 3 条の 2 及び第 3 条の 4」を「附則第 3 条の 3 及び第 3 条の 5」に、「附則第 3 条の 2 及び第 3 条の 5」を「附則第 3 条の 3 及び第 3 条の 6」に、「附則第 3 条の 3、第 3 条の 5 及び第 3 条の 6」を「附則第 3 条の 4、第 3 条の 6 及び第 3 条の 7」に、「附則第 3 条の 5」を「附則第 3 条の 6」に改める。

附則第 9 条中「第 1 2 項、第 1 6 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 7 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項若しくは第 3 8 項」を「第 1 1 項、第 1 5 項から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 6 項、第 3 0 項、第 3 4 項、第 3 5 項若しくは第 4 0 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 26 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 25 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 3 条の 2 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に締結された地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 3 4 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 9 条の規定の適用については、同条中「、第 3 5 項若しくは第 4 0 項」とあるのは「若しくは第 3 5 項」とする。